

広島県教育委員会教育長訓令第7号

県立学校

県立学校長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

県立学校長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校長専決事項に関する規程（平成二年広島県教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
一―三 (略) 四 県立学校の非常勤職員の任免及び給与の決定 五―七 (略)	一―三 (略) 四 県立学校の非常勤職員の任免 五―七 (略)

附則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。